

## 千葉県旅館業衛生等管理指導指針改正（案）の概要について

### 1 改正理由

県では、旅館業における施設、設備、器具等の衛生的管理、寝具等の衛生的取扱いについて、行政手続条例第34条に基づき旅館業者等に対し必要な行政指導を行うため、「旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）」を参考に、千葉県旅館業衛生等管理指導指針（以下「指針」という。）を定めています。

令和2年12月10日付け生食発1210第1号において「旅館業における衛生等管理要領」の改正があったことから、その改正内容に合わせて指針も改正します。

### 2 主な改正内容

男女の混浴年齢制限の目安を引き下げます。

### 3 施行時期

令和3年12月からの施行を予定しています。